報 道 発 表 資 料
平成 23 年 6 月 23 日
福 島 地 方 気 象 台

福島県の大雨警報・注意報基準の暫定的な運用について

福島県では、「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」と、平成 23 年 4 月 11 日に発生した福島県浜通りの地震による地盤の緩みを考慮し、大雨警報・注意報について、土壌雨量指数基準を引き下げて運用しているところです。

今般、「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」で観測された各地の震度について精査した結果、福島市と本宮市が震度 6 弱、天栄村が震度 6 強となりました。

このため、以下の通り暫定基準を変更して運用しますので、お知らせします。

○暫定基準を変更する市、村

通常基準の 8 割を 6 割に変更：福島市、本宮市、天栄村

なお、引き続き地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更します。

本件に関する問い合わせ先
福島地方気象台防災業務課
防災気象官（電話 024-534-0321）

別紙

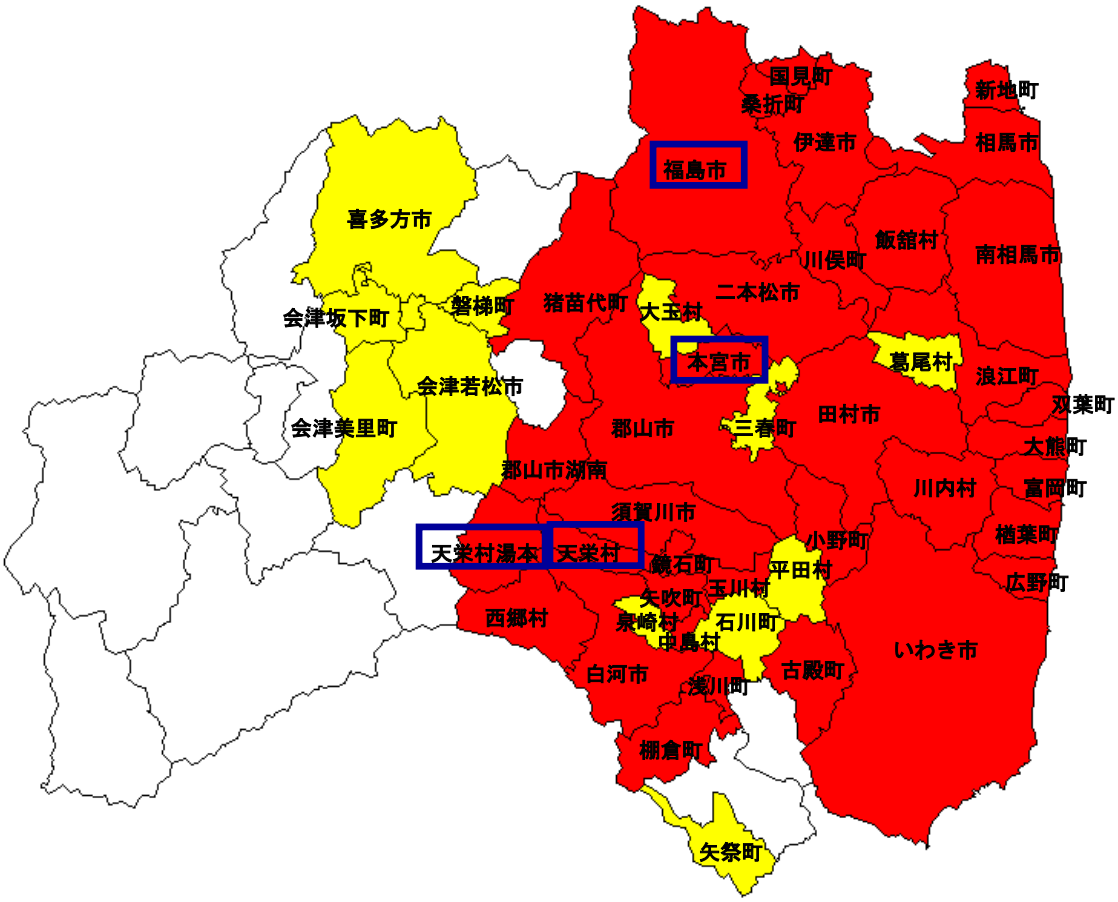

通常基準の６割

通常基準の８割

で囲われた福島市、本宮市、天栄村（天栄村と天栄村湯本）が、今回変更となります